

問Ⅱ - 1 - ①（役員の資格）

定款で役員は社員に限る旨規定することは可能でしょうか。さらに、社員を一定年齢の者に限ることとし、社員資格を失えば役員は退任するという運用は可能ですか。

答

- 1 一般社団法人の定款で、役員（理事と監事）の資格を「社員に限る」と規定することは可能です。

- 2 また、一般社団法人の定款で、「社員を一定年齢の者に限る」こととする 것도可能です。さらに、社員の資格を失った場合には役員の地位を失うこととする 것도可能です。

- 3 なお、他の社員と同様の入会の手続等を経ずに一律に役員を社員とすることについては、
 - ①役員が社員総会の決議によっていつでも解任することができる一方で、社員については、定款で定めた事由の発生等の一定の事由によってのみ退社することとされており、役員が解任された場合に社員の資格を喪失させることとするかを定款においてどう定めるかなど、一般社団・財団法人法でそれぞれ別個に規定されている社員に関する規律と役員に関する規律との間で疑義が生じる可能性があること
 - ②社員総会の監督を受けるべき役員が、役員としての立場を基礎として社員となり、社員総会において議決権を行使できることとなるなど、一般社団・財団法人法において定められている法人のガバナンスに関する種々規定との関係で疑義を生ずる可能性があることなどの点で注意が必要です。

特に、公益法人は、社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないことが求められており（公益法人認定法第5条14号イ）、役員を、他の社員と同様の入会の手続等を経ずに一律に社員とする旨の定款の定めは、特段の事情がない限り、不当な条件に該当するものと考えられます。